

公費解体の申出が行われた被災区分所有家屋の固定資産税及び都市計画税の減免に係る熊本市税条例の特例に関する条例を廃止する条例の制定について

公費解体の申出が行われた被災区分所有家屋の固定資産税及び都市計画税の減免に係る熊本市税条例の特例に関する条例を廃止する条例を次のように制定する。

熊本市長 大 西 一 史

公費解体の申出が行われた被災区分所有家屋の固定資産税及び都市計画税の減免に係る熊本市税条例の特例に関する条例を廃止する条例

公費解体の申出が行われた被災区分所有家屋の固定資産税及び都市計画税の減免に係る熊本市税条例の特例に関する条例（平成 29 年条例第 38 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提出理由）

公費解体の申出が行われた被災区分所有家屋の固定資産税及び都市計画税の減免に係る熊本市税条例の特例に関する条例（平成 29 年条例第 38 号）を廃止するため、この条例を制定する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。